

令和 7 年度第 7 回職員分限懲戒部会 議事要旨

1 日時

令和 7 年 9 月 19 日（金曜日） 13 時 30 分～14 時 30 分

2 場所

大阪市役所本庁舎 4 階第 1 特別会議室及びWEB 会議

3 出席者

（委員）

小林委員長（部会長）、小松委員、石原委員

（事務局：総務局人事部人事課）

武村人事課長代理、池田担当係長

（水道局総務部職員課）

泉本人事・勤務条件担当課長代理、田邊担当係長

4 議 題

- ・ 9 月 30 日発令予定の懲戒処分等に関する要否及び量定の妥当性について

5 議事要旨

(1) 以下の事案の懲戒処分等の要否及び量定の妥当性の検討を行った。

- ・ 水道局職員のパワーハラスメント及び器物損壊事案
- ・ 都市交通局職員の痴漢事案
- ・ 港区役所職員のマイカー通勤事案
- ・ 環境局職員の通勤手当及び市内出張交通費の不正受給事案
- ・ こども青少年局職員の暴行事案

(2) 今後の対応

任命権者においては、聴取した意見を参考に懲戒処分等を決定する。

【問い合わせ先】

総務局人事部人事課

電話：06-6208-7516

ファックス：06-6202-7070

メールアドレス：ba0008@city.osaka.lg.jp